

新型コロナウイルス関連報告

状況	状況報告
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各国規制に伴う外航海運への影響 2. 国際機関の対応等 3. 当協会のこれまでの対応等 4. 当協会の今後の対応等
内容	<p>1. 各国規制に伴う外航海運への影響</p> <p>2019年12月に、湖北省で発生した新型コロナウイルス（COVID-19）は、中国を中心に拡がり、パンデミックの傾向を見せている。2020年12月には、英国で、より感染力の高い変異種が発見され、残念ながら終息する傾向はみられない。</p> <p>3月16日現在の感染状況（累計）は、192か国（地域）、120,191,872名に及んでいる。</p> <p><u>当協会会員への影響等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船員の交代状況は、（会社により差はあるが）昨年7月以降 80%～100%で推移していたが、12月、1月に落ち込みがあり、1月は76～90%弱というレベルで推移した。2月は、100%前後と順調に推移している。昨年4月から6月にかけて交代できなかった船員の交代については、完全には捌けていない状況であるが、交代の進まなかった時期の交代者数分がバッファーとなり、長期乗船の解消につながるが見込まれる。ただし、変異種の感染拡大による各国の規制が厳しくなる傾向があるので、注意を要する。 ● 国際的には、依然、船員交代に関するプロトコル設定が進んでいない状況が続いている。 ● 全般的に、各国入国前（搭乗前）のPCR検査要求が一般的となっている（搭乗72時間前の件並びに陰性証明）。PCR検査は、日本海員抜済会他、空港等でも検査が可能となっている。 ● フィリピン：3月18日現在、マニラで1500名の入国制限がかけられている。3月20日午前0時1分から4月19日まで、入国規制免除対象に含まれない外国人と海外で働くフィリピン人労働者（OFW）以外のフィリピン国籍者の入国を停止した。なお、船員交代は指定港湾において、自国人船員の交代は可能。 ● インド：国内移動は可能なるも、国際定期便がないため交代に不便を来している。インド人の交代は、カタールとのチャーター便を経由するか、インドに寄港しての交代が主流。 ● 欧州： シェンゲン地域間の移動が解除されつつあり、欧州での交代は比較的行いやすくなっている。一部の国では、シェンゲンビサのオンライバルでの発行ができない状況。一方で第三波の影響が懸念される。 ● 英国：英保健相は12月14日、イギリスで新型コロナウイルスの「変異種」が検出され、この変異種が最近の感染者数急増に関係していると述べた。この変異種の発生に伴い、オランダ、ブルガリアなど12月20日より英国からの入国を禁止する動きが出始めている。 ● 香港・シンガポール：交代は可能。入国（域）前にPCR検査を行う必要がある。シンガポールは、条件付きながら交代は可能。入国後の乗船待ちあるいは下船後のフライト待ちのクルーのための施設が10月28日にオープンした。2月15日以降、シンガポールで下船し出国する際にCOVID-19検査を必要とする下船者がいる場合、シンガポールに寄港する直前の港で全乗組員がPCR検査を受けて陰性を確認する必要がある。3月5日付の日本における水際対策の変更により、（シンガポールからの）日本人船員の帰国ができない状況となっているので、国交省経関係省庁に交渉を行っている。香港も現在では、荷役を伴わない場合でも寄港は可能なるも、過去21日以内に英国、南ア、アイルランド、ブラジルに寄港した船舶の寄港は禁止されている。

- 中国においては、上海他 10 港で外国人船員の交代が可能とアナウンスされているが、**依然、交代は難しい状況**。一方で、豪中の外交の悪化より、豪州炭の輸入を停止しており、豪中トレードで大幅な滞船の影響が出ており、船員交代にも支障が出ている（細々と輸入を再開しているとの情報もある）。
長期滞船では、会員会社 4 社が影響を受けており、6 か月以上の滞船が 2 隻ある中、船員交代ができない状況にある。本件は、ICS の会議でも取り上げてもらい、IMO および ILO との定期的な対話においても問題提起を行ってもらっている（1 月 27 日の理事会での報告についても改めて提起し、2 月上旬 ICS より IMO、ILO 等に正式な仲介要望が提出された）。また、影響を受けている会員会社の船舶一隻においては、癌の疑いのある船員がいることから、人道的に、他国での交代が認められた。インド人船員が乗船している外国オペレーターの船舶では、印中の交渉で、船員交代が一部認められた模様。
3 月より規制が強化され、海外からの（中国への）入国は、直行便に限られ、トランジットを要する場合は、トランジット国にて二週間の待機が義務付けられた。中国人船員が日本で下船する場合、（船舶から航空機への）トランジットとして扱われ、PCR 検査の結果の有無にかかわらず、二週間の待機が必要となる。日本の場合、上陸許可が 15 日に限定されるため、中国人船員の下船が困難となっているが、ケースに応じ個別に対応していただくことになる。
- 韓国については感染国から 28 日以上かつ 2 か国以上の寄港があれば、（新型コロナウイルスに関する）検疫は免除されるほか、乗船前 48 時間以内に PCR の陰性証明を入手する必要があるが、荒天等で本船の寄港が遅れた場合は、再受検の必要はない。このほか、荒天等安全を確保するための寄港も認められることとなった。
- 南アフリカが 10 月 1 日より商業便の運航を再開したことを機に、ダーバン等の一部の港で船員交代が可能となった。
- パナマが、9 月 14 日以降、船員の乗船期間の延長認めないとのサーキュラーを発出。ただし、寄港地での乗下船が認められない場合は、特別に延長に応じるとしているが、14 日間の隔離等、商売上の理由で避けてきたケースは認められない模様。
- 一部用船者が、船員交代（による離路等）を認めない動きがあるとの報告がある。INTERCARGO より本件に関するプレスリリースがあった。乗組員の交代を認める定期用船契約を結ぶよう働きかけている
- 日本：英国発生の変異種の拡大並びに国内における非常事態宣言を受け、11 月 1 日より緩和されたビジネス往来も中断されている状況。船員交代については、「特段の事情」が配慮され、入国は可能となっている。一方で、本船からの下船者がいる場合、原則 PCR 検査が必要となり、検査終了までの間、荷役が認められない状況となった（交代は可能であるので、荷主等の理解を得ることが肝要と思われる）。本措置は、非常事態宣言が解除されるまでの予定。なお、海務幹事会報告では、一部の地域では PCR 検査が必須となっているが、交代について大きな支障はないと報告を受けている。**3 月 5 日の本邦の水際対策の強化により、3 月 19 日以降、空路で入国する場合、事前の PCR 検査が必須となる。シンガポール、米国など一部の国では、（当該国において）下船した船員に対しての PCR 検査ができない状況であり、日本人船員をはじめ、インド、中国、韓国、インドネシア、バングラデシュの各国船員の本国帰還に支障をきたしている（日本人については、関係省庁に緩和要望を行っている）。**
英国他の変異種流行国にかかる指定が拡大しており、今後、フィリピン等主要船員供給国も対象となるおそれがあるが、外国人船員の場合、変異種指定国からの入国でも、**3 日間の指定施設での隔離が免除されることとなった。これにより、隔離期間中（3 日以内）でも、本船（空港）への移動が可能となる。**
- 豪州の AMSA が、2021 年 2 月 28 日以降、船員の乗船期間の延長を認めない方針を示した。これにより、上限（11 か月）を超えての乗船を認めないことになり、違反している船舶は拘留されるリスクがある（**現時点で、会員会社の船舶で拘留された船舶はないと思われる**）。

- 2020年7月以来、EU理事会において入域制限の解除対象国について2週間毎に見直しが行われている。EU理事会は、1月28日、この段階的入域制限の解除対象国から日本を除外した。具体的な措置の実施はEU各国の判断によりとられているが、船員については、以下の国において例外措置が取られており、入国可能となっている(判明している国)。
 - ・ドイツ、ベルギー、フランス、ルクセンブルク、スペイン、クロアチア、ルーマニア、ギリシャ、リトアニア
 なお、英国においては、同国はEUを離脱しているため、船員交代は引き続き認められている。
- 英国等で始まったワクチン接種について、ICSはTFを組み、船員への優先接種をアピールし始めたが、実現には至っていない。日本においては、医療関係者、高齢者が優先されることもあり、協会では厚生労働省の方針に従い、(現時点では)特段の要望は行わない方針ではあるが、今後、国際的な動向(船員への優先接種)、国内のワクチン接種対象者を注視しつつ検討することとしたい。なお、一部の国では、PCR検査に加えて、抗体検査(陰性)が要求されるが、ワクチンを接種した場合、抗体検査が陽性となるため、入国できなくなる虞もある(状況を見極めて、ICS等に問題提起することとする)。また、欧州の一部の国(独、仏、西、伊、デンマーク、ノルウェー、ブルガリア)において、アストラゼネカ社のワクチン接種を見合わせる動きが出ている。

2. 国際機関の対応等

(1) IMO

9月7日にIMOリム事務局長による船員交代にかかる問題についての声明があったほか、10日には国連並びにIMO他の国連関連機関連名による意見書が発出された。また、9月24日にはIMOが国連で演説を行い、船員交代の窮状について訴えた。11月24日には、国連総会で医療従事者等と同様に船員もキーワーカーして指定するよう決議された(添付①)。併せて、IMOで採択された船員交代のプロコールを推進するよう各国政府に要請された(ICSの週例会議では、デンマークがプロコールを制定する動きがあること報告があった)。また11月30日のIMO法律委員会においてICS等が、一部用船者が契約期間中での船員交代を避けるよう船主に求めていることに強い懸念を示した。

(2) ICS

- ✓ IMOやILO等の関係機関等と連携し、船社向けの対応ガイダンスの提供を始めとするメンバーへの情報周知や、業界意見の対外発信等を行っている。
- ✓ ICSでは、「CREW CHANGE TF」を立ち上げ、4月14日に第1回WEB会議を開催した。本TFで議論された「FRAMEWORK OF PROTOCOLS FOR FACILITATING CREW CHANGE」は、IMOに提出され5月5日にIMOから各国政府に円滑な船員交代の枠組みを構築するようサーキュラーが発出された。この内容にPCRテスト等の要件を加え、11月のMSC102に議題として提案された。日本を含む多数の国が賛同し提案は合意された。今後は、各国における船員交代に関するプロトコルづくりが進むかが焦点となる。
- ✓ 船員に対する新型コロナに関する教育キャンペーンを展開すべく準備中。
- ✓ 同様にクリスマスシーズンに長期乗船者を帰還させるべくキャンペーンを展開することとしている。
- ✓ 船員の交代のために発生する離路費用の扱いに関し、BIMCOをはじめとする関係団体と検討を進めた結果、6月25日にBIMCOより定期傭船契約に係るモデル条項が公表された。
- ✓ 1月19日、英国等でワクチンの接種が始まったことから、ICSは船員への優先接種を受けさせるべく声明を発表した。

(3) ILO

12月8日、ILOは交代が進まない現状を訴え、交代を加速させる対応をとるよう決議を表明した。

3. 当協会のこれまでの対応等

(1) 国内における外国人船員の交代を可能とした。

- ✓ 国土交通省海事局に働きかけ、「特別状況」に該当するとして、入国禁止対象国（中国湖北省、浙江省の旅券保持者を除く）の船員の入国を条件付きながら可能とした。
- ✓ 国内の造船所で建造中の新造船の受け取り要員の入国に関して、同様に国土交通省海事局を通じて交渉していたが、本件は、船舶産業課が旗を振り、新造船建造造船所から、（海事局経由）で出入国在留管理局に申請を行うこととなった（入国後、2週間の隔離を行った後、引渡し1週間前から艀装員による作業が可能となる）。

(2) 会員への情報提供

- ✓ 当協会のHPに「新型コロナウイルス情報」コーナーを設け情報を提供しているほか、会員全社に、添付のとおり、国土交通省の周知依頼文書を連絡している。
- ✓ 5月15日付で新型コロナウイルスに関するガイダンス（第3版）を発行（本版では、専門家の助言が盛り込まれている）
現在、国土交通省港湾局が「船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」を策定中。今月中には、発出される見込みであることから、来月上旬をめどにガイダンスを改定することとする。
- ✓ また、海務幹事会、労政幹事会および各社から登録していただいている緊急時担当者、海工務情報提供先に、日々ベースにて各国入国規制等についての情報を提供している。
- ✓ 併せて、協会内および主要三社に横断的なTFを設置し、乗組員交代等に関する情報収集を強化し、会員への展開に努めるとともに課題解決に向けての対応を行っている。並行して乗組員の円滑な交替を可能とする各国での入国規制での特例措置の導入を他団体と連携の上関係当局に働きかけている。
- ✓ 海外の空港にて空港会社職員が、公式に入国を認める内容の通知を受けていないため、航空券の発券でトラブルがあるとの報告を受けた。日本で一定条件の下、船員の入国が認められている旨を記載したレターを作成し、会員に周知した。

(3) 日本海員掖済会との船内感染防止の徹底を目的としたPCR検査の実施については、7月31日に日本海員掖済会と合意した。大阪、横浜の掖済会病院への検査機器導入に関する資金の拠出については、9月の理事会で承認されたが、10月23日に先方の要求額¥8,724,375（税込）を送金した。

(4) 厚生労働省からのクレーム（船員の態度、陽性率の高さ）に対応するため、国際船員労務協会、外国船舶協会と協力の上、外国人船員入国時に提出する連絡票を制定し、入国時におけるトラブルに関する対応者（責任者）を明確にすることとした。

(5) 国際船員労務協会と会長名連名でフィリピンの運輸大臣あてに書状を送り、以下について対応を行った。

- ✓ 入港費用の減免（フィリピン政府で承認された模様）
港費の減免は、PORT DUE, DOCKAG(BERTH/ANCHORAGE)およびLAY-UP FEEのみ。
- ✓ 定期便の確保（週一便）ならびに帰国チャーター便の許可（7月28日・30日）
9月2日付で大統領の承認が下りたことから、フィリピン関係者の助言もあり、フィリピンのチャンネルを経由して、大統領あての礼状と、ツガデ大臣ほか現地で尽力いただいたAMOSUP組合長らに感謝の気持ちとして盾を送ることとした。

(6) 日本海員掖済会への拠出金による病院への検査機器導入に関しては、横浜、大阪で導入され、12月14日から（会員の）内航船員へのPCR検査を実施が可能となるほか、料金の改定も行った（鼻咽頭ぬぐい法による料金を唾液法のそれに合わせ値下げを行った）。1月21日現在、大阪、横浜の各病院における料金を引き下げた（PCR検査；18000円、抗原検査14000円：以上税抜）。

	<p>(7) 変異種流行指定国からの入国について、指定施設における3日間の隔離を免除するよう交渉した(3日以内の本船・空港への移動は可能)。</p> <p>4. 当協会の今後の対応等 以下の事項への対応について引き続き検討する。</p> <p>(1) 上述の通り、国内における船員交代(下船者対応)は、条件付きながら実質可能となっている。引き続き、本邦における船員交代の実施が継続できるよう関係省庁との連絡を密に取ることとする。</p> <p>(2) 衛生検査証明書の更新ができずに検疫を受ける船舶が被る離路発生等の問題への対応。</p> <p>(3) 会員への情報提供、TFにおける情報収集・検討・対応は引き続き行う(同会議の議事録(不定期)は、会員周知している)。(添付①)</p> <p>(4) その他、新型コロナウイルスに関連した諸問題への対応。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付	① 新型コロナウイルス関連に関する会員周知一覧(標題のみ)

海務部発信情報

船主海 NO	日付	件 名
7	2021/1/8	新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイドンス(第4版)
8	2021/1/8	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑫
13	2021/1/15	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑬
15	2021/1/20	日本海員救済会病院におけるPCR検査等の実施について③
16	2021/1/22	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑭
18	2021/1/25	海外における空港職員への説明文書について②
19	2021/1/25	新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船来航時の東京港における検疫場所について
25	2021/1/29	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑮
28	2021/2/5	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑯
33	2021/2/12	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑰
35	2021/2/19	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑱
37	2021/2/26	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑲
39	2021/3/5	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑳
42	2021/3/12	新型コロナウイルス・タスクフォース情報(51)

海技人材部発信情報

船主人 NO	日付	件 名
3	2021/1/8	新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイドンス(第4版)
4	2021/1/8	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑫
5	2021/1/15	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑬
6	2021/1/20	日本海員救済会病院におけるPCR検査等の実施について③
7	2021/1/22	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑭
8	2021/1/25	海外における空港職員への説明文書について②
9	2021/1/29	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑮
11	2021/2/5	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑯
12	2021/2/12	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑰
15	2021/2/19	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑱
17	2021/2/26	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑲
20	2021/3/5	新型コロナウイルス・タスクフォース情報⑳
22	2021/3/12	新型コロナウイルス・タスクフォース情報(51)

企画部発信情報

船主企 NO	日付	件 名
3	2021/1/25	新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船来航時の東京港における検疫場所について

総務部発信情報

船主総 NO	日付	件 名
2	2021/1/7	当協会役職員の勤務体制のお知らせ
3	2021/1/8	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について
4	2021/1/13	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について
7	2021/1/15	緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
8	2021/1/22	新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の周知等について
12	2021/2/3	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について(協力依頼)
16	2021/2/17	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について
19	2021/2/24	緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
20	2021/3/2	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について(依頼)
24	2021/3/8	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について(依頼)